

大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、愛媛県地域防災計画に基づき愛媛県（以下、「甲」という。）が、社団法人愛媛県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）に対し、大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続)

第2条 甲は、必要があると認められるときは、乙に対し協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

(協力業務)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）に対し、甲が民間賃貸住宅を応急住宅として確保するための住宅情報を提供するよう要請する。

2 乙は、甲の要請があったときは、会員業者に対し、被災者の内、自らの資力で民間賃貸住宅へ入居を希望する者への媒介を無報酬で行うよう協力を求める。

3 乙は、会員業者の媒介事務が円滑に行われるよう、必要な措置を取るものとする。

(乙の責務)

第4条 乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力を得られるよう努力するものとする。

(資料の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

(1) 愛媛県地域防災計画

(2) この協定に賛同し、第3条第2項の業務の媒介を無報酬で行う乙の会員業者の名簿

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する甲の事務局は、建築住宅課内に置く。

(協定の有効期間)

第7条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による意思表示がない限り、その効力を継続する。

(苦情紛争の処理)

第8条 この協定に基づく業務に関連して苦情、紛争が発生した場合は、甲乙協議の上乙において処理するものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年11月17日

松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛媛県
知事

加戸守博

松山市平和通6丁目5番地1

乙 社団法人愛媛県宅地建物取引業協会
会長

香取田高年